

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：公益財団法人東京都アイスホッケー連盟]

[記載日：2024年2月14日]

【対応状況に係る自己評価】

- A：対応している
- B：一部対応している
- C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公益財団法人として、定款、定款施行細則、規程を設け、これらの諸規程に準じて団体運営を行っている。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	該当せず
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公益財団法人として、定款、定款施行細則、規程を設け、これらの諸規程に準じて事業運営を行っている。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) * 評議員会にて18名の理事・2名の監事が選定されている。 * 理事会にて代表理事（会長）1名、業務執行理事として副会長1名、専務理事1名が選定されている。 * 毎月、理事18名・監事2名で理事会を実施している。 * 毎月、会長、業務執行理事は業務執行会議を実施し、職務の執行の状況を理事会に報告している。 * 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。 * 理事・監事は、毎事業年度終了後、所定の時期に定期評議員会を開催し、年度決	

算、事業内容等の報告を行い、承認を受けている。

*倫理委員会を設置し、外部有識者・弁護士を委員として登用している。

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 A

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

定款の（目的）第3条、（事業）第4条にて当連盟の基本方針を示している。

定款は、当連盟ウェブサイトにて公開している。

<https://tihf.jp/doc?did=156946424819360500>

原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 A

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

*役員に規程集を配布し、倫理規程および懲戒規程の確認を促し、コンプライアンス意識の向上、遵守の徹底に取り組んでいる。

*東京都体育協会、日本アイスホッケー連盟等からのコンプライアンス関連情報を役員に周知し、徹底を促している。

*役員へのコンプライアンス研修実施の必要性を認識しており、検討している。

(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 A

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

*大会や代表者会議を通して、指導者、競技者へのコンプライアンス意識の向上、遵守の徹底を促している。

*東京都体育協会、日本アイスホッケー連盟等からのコンプライアンス関連情報を周知し、徹底を促している。

原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。 A

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

*事務局に経理・会計担当者を2名おり、顧問税理士とオンラインでつながった会計システムにて管理を行っている。顧問税理士の監査・指導を受け、適切な会計処理を実施している。

*監事が理事会において、事業の予算執行に対し監査を行っている。監事の1名は税理士が選任されている。

(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) * 補助金助成元の要項の条件・定めに従い、適切に使用し、助成元へ報告し、監査を受けている。 * 倫理規程第4条5項にて、補助金利用について、適正処理を行うことを定め、不正行為を禁止している。 「補助金、助成金、その他の会計処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正処理を行い、不適切な支出・受領や他の目的の流用等不正行為を行ってはならない。」	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 上記(1)と同じ。	
原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) * 収支予算書、決算報告書は、毎年東京都に提出し、当連盟ウェブサイトで公開している。 https://tihf.jp/?ctg=18	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) * 定款、定款細則に評議員、役員（理事・監事）の選任と役割について規定しており、当連盟ウェブサイトに公開している。 * 役員一覧、組織図、および専門委員会一覧を当連盟ウェブサイトにて公開している。 https://tihf.jp/?ctg=18	
原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか（ある場合は下欄に記述）	
原則■について	該当なし
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 今後、検討していく。	

原則■について

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

原則■について

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

原則■について

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)